2 1 消安第 8 3 2 2 号 平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について(その3)

日頃より家畜衛生対策の推進に御尽力賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、これまで、「養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について(その2)」(平成21年5月18日付け21消安第1723号消費・安全局動物衛生課長通知)により、養豚農場に対する立入り制限等の飼養衛生管理の徹底をお願いしているところです。本日、大阪府の養豚農場で飼養する豚において、新型インフルエンザウイルス(H1N1亜型)の感染が確認されたことを踏まえ、本疾病の豚への感染防止に万全を期すため、当面、下記の事項を関係者に再徹底するよう指導をお願いします。

記

- 1 豚への新型インフルエンザの感染を防止するため、農場の管理者は、インフルエンザ様症状を呈している全ての者(従業員、家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等)を厳に農場へ立入らせないようにするとともに、人、車両の立入等に関する記録を作成し、保存すること。
- 2 農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、日頃より実施している手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退出場時の消毒を励行すること。
- 3 獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある豚を診察する際には、マスク、 手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の養豚農場を訪れる際には器具 等の消毒、着衣の交換等感染拡大防止のための対策を講じるほか、訪問した 農場に関する記録を作成し、保存すること。